

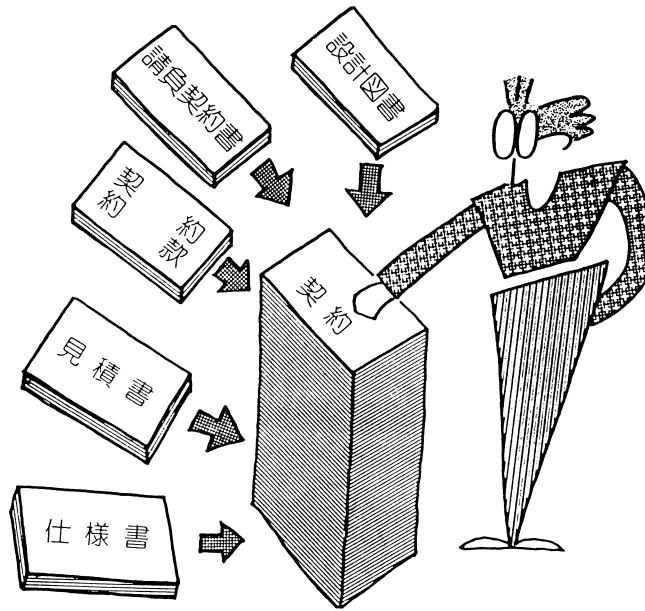
13. 契約は必ず文書で

業者が決まりますと、契約書を取りかわすことになりますが、ちょっとした増改築工事では、業者との口約束やメモ程度で工事を始めると、工事の大小に関係なく業者とのトラブルの原因になることもあります。また、親せきやごく親しい知人だからといっても、決めた事柄を文書にしておかなかったために、忘れたとか思いちがいなどでトラブルを起こしがちなので注意しましょう。

契約は、工事請負契約書、工事請負契約約款、見積書、仕様書、設計図書をそろえて行います。

契約書の内容は、工期、引渡しの時期、請負代金、工事費の支払条件、その他両者話し合いのうえ決めた事柄を記入し署名・捺印します。

見積書は、工事の範囲や内容を判断することができますから、工事のどこまでが契約の中に入っているか、ハッキリさせておくことが大切です。また、ガス・電気・水道工事、照明器具、カーペット、門扉工事など一部除かれていることがありますので、確かめておくべきでしょう。



豆知識

●契約時の注意点

- (1) 契約書をよく読んで意味のわからないことは、納得するまで調べましょう。
- (2) ハンコは必ず自分で押すようにしましょう。
- (3) 拇印や署名だけでも契約は有効になる場合があります。